

渋谷区立松濤美術館公式Instagram運用要領

平成 30 年 7 月 19 日 理事長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、渋谷区立松濤美術館（以下「美術館」という。）が Instagram（以下「Instagram」という。）を、渋谷区民、来館者などへの情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Instagram ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）と呼ばれるインターネット上のコミュニティサイトで、スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真及び短時間動画を共有する手段をいう。
- (2) 公式Instagram 美術館が設置・運用するユーザー名から発信するInstagramをいう。
- (3) アカウント Instagramを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 投稿 Instagramに写真や動画、文章等を投稿し公開する行為をいう。
- (5) コメント 他のユーザーの投稿に返信をすることをいう。
- (6) いいね！ Instagramの投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示すことをいう。
- (7) フォロー 他のユーザーの投稿を受信するようにアカウントを登録することをいう。

(運用主体)

第3条 公式Instagramの運用主体は美術館とし、アカウントの管理及び投稿は管理係、学芸係が行う。

2 ユーザー名は **shoto_museum** とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 美術館は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体として公式Instagramのユーザー名を、美術館ホームページに明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 アカウントの運用主体、発信する内容、発信方法等については、公式Instagram

ムのプロフィール欄に明示する。

(掲載内容)

第6条 公式インスタグラムにおいては、次に掲げるものを投稿する。

- (1) 美術館の展覧会事業に関する情報
- (2) 美術館の講演会、ワークショップ、ギャラリートーク、美術教室、ミュージアムコンサート、建築ツアーなどのイベントに関する情報
- (3) 美術館の販売図録、グッズなどに関する情報
- (4) 美術館の施設に関する情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、副館長が適切と認めるもの。

(いいね!、コメント及びフォローの制限)

第7条 美術館は、公式インスタグラムにおける発信のみを行い、原則としていいね!、コメント及びフォローは行わない。

(ホームページとのリンク)

第8条 投稿に記載するリンク先は、原則として美術館ホームページに限るものとする。ただし、国、東京都、渋谷区、他の地方公共団体、公益法人等が開設運営するホームページや美術館が開催している展覧会に関連するホームページで、副館長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(投稿、コメントの削除)

第9条 美術館は、公式インスタグラムの投稿に対する他のユーザーによる次に掲げる内容のコメント及びリンクを禁止し、予告なく削除することができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (3) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等、美術館又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (9) 虚像や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (10) その他、美術館が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(著作権)

第 10 条 公式インスタグラムに掲載されている個々の情報（画像、動画、文章等）に関する諸権利は、美術館又は現著作者に帰属する。

(免責)

第 11 条 美術館は、公式インスタグラムを通じて他のユーザーから提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して他のユーザー又は第三者に損害が発生したとしても、美術館は一切責任を負わないものとする。

2 美術館は、掲載された情報に起因して他のユーザー又は第三者に損害が発生したとしても、美術館の故意又は重大な過失によるものでない限り、美術館は一切責任を負わないものとする。

3 美術館は、掲載された情報を予告なく修正、削除する可能性があるものとする。

4 この要領は、他のユーザーへの予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第 12 条 この要領の実施について必要な事務手続及び文書の様式については、副館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。